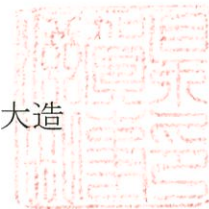




滋 生 多 第 7 6 号
令和 6 年 (2024 年) 5 月 27 日

滋賀県環境審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



鳥獣保護区特別保護地区の指定について (諮問)

下記の鳥獣保護区特別保護地区の指定について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺います。

記

1 指定を行う地区 (概要は別紙のとおり)

- (1) 三島池鳥獣保護区三島池特別保護地区
- (2) 比叡山鳥獣保護区比叡山特別保護地区

2 指定の理由

上記 1 の各地区については、身近な鳥獣生息地または集団繁殖地としての役割を持ち、鳥獣保護区の中でも重要な区域である。

現行の指定が令和 6 年 10 月 31 日までとなっているため、引き続き令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日までの 10 年間、鳥獣保護区特別保護地区として指定する。